

令和2年度・第3回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

【開催概要】

1 日時

令和3年2月1日（月）14:00～15:40

2 場所

きらめきプラザ401会議室

3 出席者

○委員（五十音順、敬称略）／出席13名

青木祐也、青野雅世、安藤和人、伊原直美、影山美幸、河内恵子、小林鈴代
笹井茂智、多田憲一郎、時實達枝、延本安子、山下美紀、山本康裕
（欠席2名／伊田大夢、山本京子）

○事務局（県）／出席8名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

【議事次第】

1 開会

県民生活部長あいさつ

委員の皆さま方には、大変お忙しい中、本日の会議にお集まりをいただきましてお礼を申し上げます。

昨年の11月に開催をいたしました第2回の審議会におきまして、第5次おかやまウィズプラン、そして岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画のそれぞれ素案につきまして御審議をいただいたところでございます。その後、県議会をはじめ、パブリックコメントにお寄せをいただいた県民の皆さま方の御意見、さらには新たな育休取得促進策の導入をはじめとする国の動向、こういったものも踏まえ、最終案の取りまとめを行っております。

本日は、この最終案につきまして御意見を頂ければと考えております。委員の皆さま方には忌憚のない御意見、御提言を頂ければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 第5次おかやまウィズプラン（案）について

(2) 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定（案）について

(3) その他

会長（司会）

皆さんこんにちは。

今日は、御多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今日から2月になりまして、いつの間にか今年になって一月たってしまったんですけれども、コロナが始まって、何となく時間の流れ方というのが変わってきたような感じがいたしますけれども、生活などもかなり大きく変わってきてしましまして、今、私の勤めている大学は、結局、今年度はずっとオンラインで授業をやることになりました。特に大規模な授業というのは、ずっとオンラインで、結局、一度も顔を見ずに終わってしまうような、そういう状況でありまして、パソコンの画面を見ながらひたすらしゃべっているんですけれども、私も非常に寂しいものがありました。そのとき、ある学生と話をする機会があったんですけれども、1年生の学生で、1年たとうとしているんですが、「先生、全然友達がいらないんです」という話をしたんです。鳥取大学は、大体入学生の8割が県外の出身でして、関西とか山陽地域から来ている学生が多いんですけれども、全く知らない土地に来まして、ほとんど下宿の中で生活しているという感じで、今そういう学生たちは声を上げていませんけれども、そういう人たちが今どんな状況なのか、すごく大きな問題が広がっているような感じがするんです。

私は、労働審議会の仕事もしているんですけれども、先日、女性の失業率の話が出ました。ある民間のシンクタンクの調査によりますと、パートやアルバイトの女性の実質的な失業者というのが7.7%ということで、90万人が実質的な失業者です。昨年11月に、女性の完全失業者の数が出まして72万人です。これを合わせると162万人になるんです。もし、パートやアルバイトの方々もそれに上乗せしますと、今、女性の完全失業率は2.3%となっているんですが、5.2%に跳ね上がってしまうということで、大変な数字であります。この方々の大部分が、実は休業手当などの支援制度を知らないんじゃないかという様な状況もありまして、先ほどの学生も、個人的に話をすると出てくるんですけれども、女性の失業者の方も、なかなかそういう声が上がっていないんじゃないかという感じがするんです。今、コロナで様々なことが覆い隠されてしまっていますけれども、そういう潜在化している問題というのがいっぱいあるんじゃないかなと思います。

ここに集まっている方々というのは、それぞれの分野でリーダーとして御活躍の方が多いたと思います。声を出していただきながら、この男女共同参画の仕事ができたらいいなと思っております。今日も、先ほどありましたように、ウィズプランの決定というか、御承認をいただくような話になりますけれども、ぜひそういう中で現状などもお話しただければ非常にありがたいなと思っております。今日の会議は、そういう話もしていただきながら、実り多い会議になりますように、どうか御協力をよろしくお祈いします。

それでは、私の方で議長を務めますけれども、円滑な議事に御協力をよろしくお祈いします。

なお、前もってお断りしておきますけれども、本審議会の議事概要は、事務局において作成をしまして、各出席委員の確認をいただいた上で、県のホームページに掲載をして公表しますので、御了承いただければ幸いです。よろしいでしょ

	<p>うか。</p> <p>その際、発言者については、単に「委員」とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。まずは議事の1番目です。第5次おかやまウィズプランの案につきまして、事務局から御説明をよろしくをお願いします。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>資料1をお願いします。</p> <p>第5次おかやまウィズプランにつきましては、昨年11月の審議会で素案をお示しし、御意見を頂きました。その後、県議会での議論やパブリックコメントによる県民の皆さまからの意見募集を経て、本日の案を取りまとめております。</p> <p>1のパブリックコメントの実施結果についてですが、昨年11月27日から1か月間パブリックコメントを実施しまして、県民の皆さまから164件という大変たくさんの意見を頂きました。ウィズセンターで実施しているセミナーでのPR、大学生との意見交換の場でパブリックコメントの募集を呼び掛けさせていただいたところ、たくさんの意見を頂くことができました。主な意見と県の考え方については、後ほど御紹介をさせていただきます。</p> <p>主な修正点について表にまとめております。この修正点も含めまして、配布しております第5次おかやまウィズプランの冊子で説明をさせていただきます。</p> <p>23ページになります。</p> <p>1の目標のところでございますが、素案では、「男女が共に輝くおかやまづくり」のみ記載しておりました。分かりにくいという御意見を踏まえ、アンダーラインのところ「男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指します」と実現を目指す社会のあるべき方向についての記述を加えております。</p> <p>次に、28ページをお願いいたします。</p> <p>数値目標のところでございます。累計の数値目標はその点が分かるように表記してはどうかとの御意見を踏まえ、累計の数値目標については、その点が分かるように表記を追加しております。</p> <p>なお、「復職した女性医師数」については、素案では、目標値が平成27年から令和7年までの累計としておりましたが、期間の取り方が分かりにくいとの御意見を踏まえ、計画期間の5年間に合わせた目標値としております。</p> <p>また、表の下から2番目、「おかやま地域子育て支援拠点設置数」を新たに設定しております。子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談できる場ということで、パブリックコメントにおいて、設置促進に向けた数値目標を設定してはどうかという御意見を複数頂いたことを踏まえ、新たに追加しております。</p> <p>続きまして、30ページをお願いいたします。</p> <p>重点目標1「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」の〈現状と課題〉のアンダーラインのところですが、素案では、男女の社会における活動の選択に対し、「中立的に働くような社会制度や慣行」と記述しておりましたが、分かりにくいとの御意見を踏まえ、「男女のいずれかに偏らないような」との表</p>

現にしております。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

重点目標 4 の〈現状と課題〉のところですが、現在、国において新たな男性育児休業制度等の導入が予定されていることにつきまして、記述を追加しております。この新たな制度の概要につきましては、後ほど補足で説明をさせていただきます。

さらに、国の動きや男性の育休取得率の目標が低いとの御意見を頂き、男性の育休取得率の目標値について、素案の段階は 8% にしていましたが、10% に上方修正をさせていただいております。

続きまして、隣の 36 ページをお願いします。

〈施策の方向〉「②男性の家事・育児・介護参画の推進」の「推進する施策」について、企業の取組についても施策を記述してはどうかとの御意見を頂きました。男性の家事等への参画を進めるためには、企業や社会における環境整備が必要不可欠であることから、御指摘を踏まえ、「ワーク・ライフ・バランスの実現のための広報・啓発等」や「働き方改革の取組促進」、さらには「専門家の派遣による企業の取組の支援」などの施策を追記しております。

続きまして、40 ページをお願いします。

〈施策の方向〉「②性犯罪・性暴力対策の推進」につきましては、県議会から、国が性犯罪・性暴力対策の強化の方針を示したことを受けまして、ワンストップ支援センターの体制強化が必要ではないかとの御意見を頂いたことを踏まえ、ワンストップ支援センターの機能強化や関係機関との連携強化についての記述を施策に追加し、機能強化と連携強化に向けた具体的な事業につきましても、来年度の予算要求を行っているところでございます。

44 ページをお願いします。

重点目標 7 「生涯を通じた女性の健康支援」の〈現状と課題〉についてですが、現在、国において、不妊治療に対する助成制度の拡充が行われたり、令和 4 年度からの保険適用に向けた検討が進められていることについて、記述を追加しております。

続きまして、46 ページをお願いします。

重点目標 8 に現在、全国的に女性の自殺者が増加傾向にあるということについて記述を追加するとともに、県では、自殺防止に向けた取組として、民生委員などと連携した活動により、孤立を防ぐなど、自殺の可能性のある人の早期発見、早期支援に努めるとともに、自殺対策推進センターなどにおける電話相談などに取り組んでいることから、「自殺防止対策の推進」という施策を追記しております。

続きまして、51 ページをお願いします。

重点目標 10 の「地域社会における男女共同参画の推進」の〈現状と課題〉に地方から大都市圏へ若い女性が転出している背景として、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、若い女性の居場所と出番を奪っていることが指摘されており、地域において男女共同参画を推進することは、地域に多様な価値観や創意工夫をもたらすとともに、女性にとって魅力的な地域をつくることにつな

がる旨の記述を追加しております。

次に、55 ページをお願いします。

重点目標 12 に新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたしまして、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の取組が進みつつある状況を踏まえ、これを変革のチャンスと捉え、記載のように、多様で柔軟な働き方の導入が進められ、働きたい女性が、仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続ける環境づくりなどにつなげていく必要性について記述を追加しております。

続きまして、58 ページをお願いします。

同じく、重点目標 12 の〈施策の方向〉「③ハラスメントへの対応」のところですが、さまざまなハラスメントがあることを表現すべきとの御意見を頂きました。御意見のとおり、セクハラ、パワハラ、マタハラなど、さまざまなハラスメントがあり、これらに対して的確に対応していくことは、働きたい人が性別にかかわらず安心して活躍できる社会の実現に不可欠でございます。そうしたことを踏まえ、「さまざまなハラスメントへの対応」に施策名を変えております。

次に、59 ページをお願いします。

重点目標 13 「女性のチャレンジ支援」の〈現状と課題〉のところですが、新型コロナウイルスを契機としまして、国において、今後、急ピッチで進んでいくであろうデジタル社会の実現に向けた取組を見据えたデジタル人材の育成について表現を追加するとともに、下の〈施策の方向〉のアンダーラインにありますように、デジタル人材の育成に向けた取組の推進を追加し、デジタル人材育成に向けた企業の取組を支援するとともに、デジタル化に向けて企業の中でキーパーソンとなり得る人材の育成に向けた職業訓練などに取り組んでまいります。

最後に 60 ページになります。

重点目標 14 「ワーク・ライフ・バランスの実現」の〈現状と課題〉に待機児童の解消、働きたい女性が出産、育児等により離職せずに働き続ける環境づくりを進める上で大変重要であることから、待機児童解消に向けて、市町村と連携して、保育人材の確保など、子育てがしやすい環境づくりを進める必要があるとの記述を追加しております。

主な修正点についての説明は以上です。

次に、資料 3 をお願いします。新たな男性育児休業制度の国の検討状況です。昨年の 9 月から、国の労働政策審議会におきまして、男性の育休取得促進策などについて議論や検討が行われておりました。そして、年末に報告が行われ、現在、開会中の通常国会に関連する改正法案が提出される予定となっております。

主なポイントとしましては 2 つあります。1 つ目は、「男性産産休制度」の創設です。妻の出産後 8 週間以内に 4 週間の休暇が取得できるもので、分割取得ができます。申し出も、通常の育休が 1 か月前ですが、2 週間前までで可能です。休業中でも大事な会議や行事があって休みづらいといった男性従業員のために、そうした業務に従事できるなど、男性従業員が取得しやすいような工夫が盛り込まれております。

そして、もう一つ目のポイントとして、「取得の働きかけ」です。従業員への取得の働きかけを事業主に義務付けし、大企業については、育児休業の取得率の

	<p>公表を義務付けております。育児休業の取得の義務付けは、現在も、従業員に対する制度周知は努力義務とされています。ただ、国の調査によりますと、男性従業員の場合、6割が会社からの取得の働きかけがなかったという結果がありますように、実際には多くの企業で実行に移されていないのが実態です。今回の制度改正により、企業の意識がどこまで変わり、育休を取りやすい職場環境をつくっていただけるか、いかに実効性を担保していただけるかが重要となってくると考えております。</p> <p>次に、パブリックコメントに寄せられた主な意見と県の考え方について説明します。</p>
事務局	<p>それでは、資料1の5ページにお戻りください。</p> <p>左側に通し番号を打っておりますので、その番号で説明させていただきます。</p> <p>2番〈1 これまでの取組〉についてです。数値目標の達成状況から、数値の面では男女共同参画社会づくりは進んでいるのかもしれないが、男女共同参画について認知している人は少ないのではないかとの御意見です。回答としましては、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識に一定の改善が見られていますが、意識が必ずしも行動につながっていない課題などがあります。県民の意識の向上は、男女共同参画を推進する上で最も重要な基盤となるものであり、引き続き、広報や意識啓発などに取り組んでまいります。</p> <p>3番ですが、課題の〈①固定的な性別役割分担意識や不平等感の解消〉について、男女間の賃金格差が固定的な性別役割分担意識の原因の一つと考えられる。固定的な性別役割分担意識の解消のため、男女間の賃金格差の是正や男性の家事・育児への参画が必要だという御意見です。この御意見に対する回答といたしまして、男女間の賃金格差の是正については、労働局と連携しながら、企業や経済団体等への制度周知や講演会などによる経営者の意識改革の促進、さらにはキャリアアップ助成金の活用、専門家の派遣などの取組を進め、あわせて男性の家事・育児への参画に向けて、男性の育児等への参画意識を高め、具体的な行動に移してもらうよう、講演会や体験会の開催などに取り組んでまいります。</p> <p>8番を御覧ください。7ページです。</p> <p>あらゆる分野への男女共同参画の推進について、固定的な性別役割分担意識を解消するため、県民全体に広く男女平等に関する啓発が必要だが、どのようにメッセージを発信していくのかという御意見です。これにつきましては、ホームページなどを活用した広報や講演会などの啓発活動など、男女共同参画社会の実現に向けたメッセージを県民に広く発信してまいります。</p> <p>16番を御覧ください。〈重点目標4〉です。</p> <p>数値目標、男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率」の目標値が低い、50%を目指すべきだとの御意見です。これにつきましては、数値目標については過去の実績などを踏まえ、計画期間中において全力で取り組むことにより達成できる数値を基本として設定しております。ウィズセンター等で実施する事業の参加者数における男性比率については、男女が共に参加したくなる企画を検討することにより、達成に向けて取り組んでまいります。</p>

次のページ、20番を御覧ください。男性の育児休業取得率が低い要因として、男性の子育てに対する受動的な態度が考えられる。母親と同程度の家事等のスキルや自信を持てるよう、父親向けの家事や育児のセミナーを開催してはどうかとの御意見を頂いております。これにつきましては、共働き世帯の女性の家事・育児時間は男性の約2.4倍となっており、男性の育児休業取得率も低い水準でとどまっています。この原因として、男性の長時間労働を前提とした働き方や家事等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。男性の家事・育児への参画意識を高め、主体的に子育てに参加するよう、講演会や体験会の開催、夫婦で家事分担を話し合う場の提供などに取り組んでまいります。

24番を御覧ください。〈重点目標5〉です。

数値目標「配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数」について、もっと高い目標値を設定すべきであるという御意見を頂いております。これにつきましては、DV被害者にとって、身近な市町村の相談体制を充実させることは、相談しやすい環境づくりを進める上で重要です。まずは、DV相談件数が多い市町村に対して重点的に設置を働きかけることにより、5年間の達成を目指してまいります。

28番を御覧ください。

女性の約4割、男性の約2割が配偶者等からの暴力を受けているにも関わらず、相談件数は3,000件程度に留まっている。相談しやすい制度を整えるべきだ。また、力関係は暴力的な行動だけでなく、言葉で作られることもある。どのような言葉が人を傷つけるのかなど、各年代で確認することが大切だという御意見を頂いております。これにつきましては、被害者が相談を躊躇し、被害が潜在化しやすいDVの特性を踏まえ、まずは相談してもらえるよう、広報紙やSNS等の各種広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めてまいります。また、教育・啓発活動を通じ、どのような言葉や行為がDVになるのかということについても、幅広い年代で理解を促進してまいります。

31番を御覧ください。

DV対策として、加害者への対策も進める必要がある。再犯を防ぐために、加害者へ向けた取組を強化すべきだという御意見を頂いております。これにつきましては、DVの根絶に向けては、被害者に対する相談支援などに取り組むとともに、加害者の再犯や暴力の連鎖を防止する観点から、加害者の更生に向けた取組も重要であることから、国の調査研究動向等の情報収集や、市町村等への情報提供、加害者更生の取組手法の調査研究などに取り組んでまいります。

38番を御覧ください。〈重点目標9〉です。

数値目標「管理職における女性比率（民間企業）、（一般職公務員）、（教育職公務員）」の数値目標が低いとの御意見です。これにつきましては、数値目標については、過去の実績や今後の社会情勢などを踏まえ、計画期間中において全力で取り組むことにより達成できる数値を基本として設定しています。目標の達成に向けて、女性がライフイベントによりキャリアを中断することなく、働き続けることができる環境づくりを進めるとともに、女性が能力を発揮し、リーダーとして成長していけるよう、キャリア形成に向けた組織の意識改革を進めてまい

ります。

45番を御覧ください。〈重点目標12〉です。

数値目標「女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合」の目標値60%が低い。県が取組を推進しなければ50%にも到達できないのではないかという御意見を頂いております。これにつきましては、生産年齢人口が減少していく中、企業が持続的な経済活動を維持していくためには、女性の視点を商品開発やサービスに生かし、企業活動に多様性や創造性をもたらしていくことが求められています。このため、働き方改革フォーラムや、専門家を派遣するアウトリーチ型支援等を通じて、女性が働きやすく、活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援していくことにより、目標達成を目指してまいります。

48番を御覧ください。〈重点目標13〉です。

男女共同参画社会をつくる上で女性の意識、行動の変化が最も重要であると考えている。女性は家事をすべきという固定概念を捨てて、男性も育児休暇などを有効に活用し、男女が共に助け合っていくことが大切だという御意見を頂いております。これにつきましては、ウィズプランでは、すべての人が性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指しています。この実現のため、女性の固定概念の解消も含め、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発などの取組を進めるとともに、国において予定されている新たな男性の育休制度の導入を見据えながら、男性の家事・育児への参画意識を高め、具体的な行動に移してもらうことを目指し、講演会やセミナーなどの開催に取り組んでまいります。

次に、前回の審議会の後、委員から個別に頂いた意見と県の考え方について説明します。

第5次おかやまウィズプラン(素案)に対する審議会委員からの意見と考え方という資料ですが、今回は、審議会後に委員の皆さまから事務局へ頂いた意見のうち、まだ説明ができていないものの中から主なものを抜粋して説明させていただきます。

5番を御覧ください。数値目標「県民満足度調査『男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている』の満足度の平均点及び県民満足度調査『男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている』の20代及び30代における満足度の平均点」について、満点は何点かとの御指摘を頂きました。これについては、満足度調査は5点満点で実施しておりますので、その点が明確になるよう本文に注釈を付けさせていただいております。

7番を御覧ください。DV被害者の更生のための取組は重要だが、学校でのDV防止講座など、予防教育も重要であることから、内容の充実を図りながら実施してほしいとの御意見を頂きました。これにつきましては、加害者更生のための取組を進めるとともに、子どもの頃からDV防止に向けた取組が重要であることから、引き続き学校における家庭、道徳、公民の授業や啓発講座の実施などを通じて、子どもたちのお互いを尊重し大切にすることを育成してまいります。

11番を御覧ください。数値目標「ウィズセンターで実施する再就職支援のた

	<p>めの講座の参加者数」について、策定時 145 人に対して、目標値 500 人となっており、1 年あたり 100 人と策定時より減少している。なぜ、そのような目標設定を行ったのかとの御意見を頂いております。これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本年度の実績が低下していること、今後、オンラインの活用などをしながら実施していくことなどを踏まえ、目標値を設定しております。</p> <p>審議会の委員の皆さまからの意見に対しての答えは以上となります。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、第5次おかやまウィズプランの（案）につきまして、パブリックコメントの状況や、そして皆さまから頂いた意見に対する県の考え方などについて説明がありました。ここからは、皆さまから、今の説明も踏まえて、御意見を頂きたいと思いますが、どのような観点からでも結構ですので、御意見や御質問などがありましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>何点かございます。1 点目は、第4次おかやまウィズプランと同様に、若干資料を付けていただけるということですね。私、意見で出したと思うのですが、以前のように県のほかのプラン、対応するプランも付けていただけるということでしょうか。</p> <p>2 点目は、計画の趣旨と計画の位置付け、1 ページ目の 2 のところです。女性活躍推進計画の部分が、基本目標Ⅲの男女が共に活躍する社会づくりという項目を位置づけると明記されています。でも、地域づくりというのは、男女が共に輝くこと。女性活躍推進計画は、働く方たちの主要な施策となっているのではないかなと思います。地域における男女共同参画の部分はどうのような施策として推進されるのでしょうかと思います。</p>
会長（司会）	<p>2 点ありましたけれども、よろしくお願ひします。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>県の関連する計画、関連の法律・条例・条約、今までの男女共同参画のあゆみ等につきまして、資料として付けていきたいと考えております。</p> <p>「地域における男女共同参画の推進」は 2 つの柱を考えております。53 ページをお開きください。</p> <p>（施策の方向）の 1 つ目の柱「地域社会における男女共同参画の推進」では、各地域に密着した男女共同参画推進事業として地域での研修会、セミナーの開催、ウィズセンターが行っております地域に出ていく出前講座などを通じて、地域での男女共同参画の推進、地域で人材の育成に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>2 つ目の柱、「②防災・復興における男女共同参画の推進」では平成 30 年の西日本豪雨災害での経験なども踏まえ、女性消防団員の確保や男女が共に参画する自主防災組織の活動の促進といった取組などを通じて、地域の防災力を向上させていきたいと考えております。</p> <p>「地域社会における男女共同参画の推進」を含めた 3 本目の柱を女性活躍推進計画として位置付けたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>それでは、ほかにいかがでしょうか。</p> <p>細かいところでも結構ですので、御不明な点がありましたら、どんどん質問を</p>

	<p>していただければと思いますが。</p>
委員	<p>もう一点、核心の部分です。県の役割でウィズセンターを中心に、男女共同参画を推進という部分がございます。セミナーや講演会、啓発を県の考えとしては御説明くださいました。国のプランも、センターの強化、育成を明記されています。先日、ウィズセンターの運営委員会がございました。来年度、各部局ともそうだと思いますが、ほとんど啓発の部分が予算化されていないということがございます。これでは、第5次ウィズプランをつくってウィズセンターを中心にやっていく、地域の男女共同参画を進めていくと言われても、どのようにしてウィズセンターを使って県民にPRしていくのか、啓発活動ができないというのが懸念されています。課としてはどういうお考えなのでしょう。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>来年度のウィズセンターの啓発事業に係る予算については減少しておりますが、今後のウィズコロナ、ポストコロナを見据えて、オンラインを活用したセミナー、研修など工夫をしていきたいと考えています。オンラインを通じて、実際に会場に来ていただく方プラス多くの人に向けた情報発信、啓発に工夫をしていきたいと考えております。</p> <p>また、ウィズセンターのフェイスブックについてもさらに活用していきたいと考えております。御指摘のとおり予算が若干圧縮されておりますが、やり方を工夫することによりまして、効果的な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>さらに、出前講座等、しっかり地域に出て行って、普及啓発を実施するなど、工夫と足で稼ぐといった努力をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>基本的には、若い方たちは、いろんなIT、情報社会についていけると思います。私が委員として出させていただいている組織は、ほとんどは今でもアナログ社会です。デジタルのできる人たちも何団体かございますが、いろんな通知文でも郵送しないといけない。一斉メールできればいいのですが、それができかねる団体が多々ございます。特にこのコロナ社会になって、コロナ禍で、これで全世界がつながっています。それはセミナーとか、国際会議もほとんどオンラインでされています。年代に差はあっても、ついていける人とついていけない人。環境の問題もあります。学校教育でも去年の春、一斉に休校になった時点で、できている人とできていない人があるように、県民、国民でも、それについていける人、ついていけない人があるというのはやはり認識していかないといけないと思うのです。技術力、費用もかかる話です。そうなると、ついていける人だけがこの情報を得て、いわゆる中高年の方たちで、それについていけない人が取り残されるという感じになるのかなと。最近、プランは、全国どこも若い人にターゲットを絞ってやっておられます。懇話会では、先輩たちがいて今の社会があるとおっしゃられるわけです。やはり先輩の方たちも考えていただきたいというのが気持ちです。ありがとうございました。</p>
会長（司会）	<p>デジタルデバイドの話がありましたけれど、いかがでしょうか。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>委員御指摘のとおり、情報に格差があつてはいけないと考えております。オンラインだけではなく、実際に会場にも来ていただく、そして、こちらから地域に出ていく出前講座で地域の方々と接しながら行う普及啓発など、適切に組み合</p>

	<p>わせる形で進めていきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>世代によって柔軟に対応していただくということで、よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。どんな観点からでも結構です。</p>
委員	<p>61 ページの新規に追加されたおかやま地域子育て支援拠点（ももっこステーション）設置数ですけれども、現在の設置数と、おかやま地域子育て支援と読んだらいいのですかね。岡山地域ではなくて県下全域に、備前、備中、美作全域にあると考えたらいいのですね。</p> <p>この支援拠点を増やして、設置数を増やしていくことに関して、県としてどのような働きかけをしていくのか。当然、設置した市町村にもその運営の負担があると思うのですが、どういった支援があるか教えてください。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>ももっこステーションの設置数を増やすことに向けた県の取組についてですが、認定されていなくても、既に地域で活動している箇所があります。市町村とも連携して、そういったところに向けて認定を働きかけていきたいと考えております。支援策としては、のぼりや県のホームページでの周知などPRをお手伝いするといったこと、拠点で働く職員への研修を行っていくこととしております。</p>
会長（司会）	<p>目標値が172箇所となっており、150とか、丸い数字ではないですが、この根拠はどのようなものなのですか。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>担当部と調整する中で、数値目標としては、現在の144箇所を2割程度増やすことを目指すこととし、その達成に向けて積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>分かりました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。目標値のことでも結構ですし、文言でも結構ですがけれども、いかがでしょうか。あるいは、感想でも結構です。</p>
委員	<p>今回の目標を設定するための根拠となる資料というのが、おそらくこれまで行ってきた県民意識調査等であったりすると思うのですが、その調査の使い方というか、信ぴょう性というか、そのあたりがどのように決められたのかなということが気になったことと、もう一つ、先ほどの質問と重なるかもしれないのですが、岡山がどういう特徴を持っているかという言葉が最初に書かれていて、そこから岡山ではこのようなウィズプランという計画を立てていくということで、この岡山の強みというか、岡山は、例えばほかの都道府県と比べてこういう特徴があるからこういう計画を立てる、あるいはこういうところが弱いので、こういうところに重点的なプランを立てるといった、ほかの都道府県とは違うところもあるのではないかなと思うのですが、そうしたことがどこにあるのかというのが、第5次おかやまウィズプラン、「おかやま」が付いている訳ですから、岡山だからこそのプランの特徴というのがあれば教えていただきたいと思えます。</p>
会長（司会）	<p>2点あったかと思いますが、よろしく願いします。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>9ページをお願いします。県民の意識の変化、変遷をグラフにしています。固定的な性別役割分担意識については、平成11年の男女共同参画社会基本法の施行以後の変遷としては、6割から7割に改善してきています。強みということに</p>

	<p>については、この割合が全国平均と比べると高く、つまり男女共同参画に関する意識としては全国よりも上がってきていると考えております。</p> <p>ただ、一方で 11 ページにあるように、家庭での役割については、「日常の家事」、「家計の管理」については妻の役割、「生活費を稼ぐ」、「仕事」は夫の役割との認識がまだまだ強いという状況があります。つまり、意識の変化が実践と行動につながっていないという課題があります。第 5 次おかやまウィズプランでは、実践と行動に移していくことを目指したいと考えております。</p> <p>来年度の新規事業として、男性の家事参加を促進する事業、女性が活躍していく自信をつける事業として、ロールモデルを活用した事業、その前提として、企業の経営者の意識を変えるための事業をセットで進めていくことを考えております。さらに、これまでの「点」での取組を「面」に広げていくため、新たに産官学の実務担当者からなる「プラットフォーム」を設置したいと考えております。この仕組みを活用して、県下全域に女性活躍に向けた取組を広く波及させていきたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。よく分かりました。</p> <p>その計画の趣旨であるとか、〈現状と課題〉で、特に本県における取組が 2 ページに書かれていると思うのですが、先ほど説明して下さったように、意識は変わってきているけれども、なかなか実行に移っていない、だから今回の計画はこういうところを重点的にこういう計画を立てるんだということが書かれていると、もう少しその計画をなぜ立てたのかということが良く分かるのではないかと思います。</p>
会長（司会）	<p>それでは、委員、よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>文言で気になるところがありまして、非常に細かいかもしれませんが、60 ページの下から 9 行目のところで、「男性は、長時間労働を前提とした働き方によって仕事中心とならざるを得ないため、家庭生活や地域活動に関われないことが多い状況です」となっています。「仕事中心とならざるを得ない」とは非常に言い訳めいている表現だなと思いながら読んで、「関われないことが多い」というのは、否定表現になっているので、ここを、「関わる機会が少ない」という表現の方がいいのではないかなと思った次第です。御検討いただければと思います。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>検討させていただきます。</p>
会長（司会）	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。あとお一人ぐらいお時間取れますけれど。</p>
委員	<p>数値目標のところで、男性の育休取得率を、この審議会でも低い低いと申し上げましたけれども、10%に上げてくださるということで、それ自体は上がったので良かったかなと思っております。ただ、昨年暮れに、国の男女共同参画の基本計画が策定され、2025 年に 30%まで引き上げるという目標が出ておりました。各都道府県の目標が 10%とかでしたら、なかなかこれは国全体の推進も難しいだろうと思っております。先ほど御紹介になったように、国は、新しく男性版産休制度など、分割取得を進めるという方向も出ております。制度ができる。あと</p>

	<p>は、各都道府県、それから各職場にどう下りていくかですけれども、これについては、市町村、それから県が働きかけを企業に対してどれぐらいしていただけるのかというところを注目したいですし、期待もしたいと思っております。</p> <p>取りあえず感想ということで、以上です。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>育休取得率ですけれども、8%から10%ということで、引き上げがなされたということで、国の目標値と比べるとかなり低いのは低いのですが、一応御了承いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、時間が来てしましまして、あともう一つ議題がありますので、このあたりで終わりたいと思いますが、皆さんから多くの御意見を頂きましたので、これから事務局におきましては、今回の御意見を踏まえまして、第5次おかやまウィズプランの成案化をお願いしたいと思います。</p> <p>あと、幾つか調整があるかもしれませんが、その点につきましては、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局の方で作業をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、次の議題です。議事の2番目ですけれども、岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の改定（案）について、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>資料2をお願いします。</p> <p>DV防止基本計画について、パブリックコメントを実施したところ、35件の御意見を頂きました。</p> <p>主な意見と県の考え方については、後ほど説明をいたします。</p> <p>主な修正点について、冊子で説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p> <p>1番、計画の趣旨のところでございます。DVの背景として、男尊女卑の考え方など、社会の構造的な問題が根底にあることを記述してはどうかとの御意見を踏まえ、「DVの背景としまして、固定的な性別役割分担意識や男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられない社会の構造的な問題が存在している」との記述を追加しております。</p> <p>次に、4、改定の趣旨のところでございます。千葉県野田市の児童虐待死事案について追記をしております。千葉県の野田市で発生した児童虐待死事件などを踏まえ、児童虐待防止対策とDV被害者保護対策の連携強化を図るため、DV防止法などが改正されました。この点を明記してはどうかとの御意見を踏まえ、追記しております。</p> <p>次に、3ページをお願いします。</p> <p>配偶者からの暴力の現状についてですが、相談件数や一時保護の件数の推移について、分かりやすく示してほしいとの御意見を踏まえ、DV相談件数と一時保護件数の全国と岡山県の推移を示すグラフを追加しております。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>DV対策に関する支援体制を分かりやすく示してほしいとの御意見を踏まえ、DV被害者支援の流れを示したフロー図を追加しております。</p>

	<p>主な修正点についての説明は以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、資料2の3ページです。左の番号で順番にいきたいと思います。</p> <p>2番を御覧ください。〈1計画の趣旨〉についてです。DVの根絶は社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題とあるが、県民一人ひとりが身近な問題として取り組むべき課題であるという御意見です。これに対しましては、DVの背景には、個人の問題として片付けられない社会の構造的な問題も存在していることから、県民一人ひとりがDVを身近な問題として正しく理解した上で、社会全体で取り組む課題として位置付けております。</p> <p>4番を御覧ください。〈国内の現状〉です。「今後新たな感染症の拡大による同じような外出自粛要請などがあった場合にどう対処するのか検討が必要となっている」というような記述を加えた方が良いのではないかと御意見です。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内の現状において、外出自粛や休業等の影響により、全国的にDVの増加や深刻化も懸念されているという、現時点の状況について記述しております。新たな感染症の発生による外出自粛要請なども含め、いかなる状況になっても、DV被害者に対する相談・支援を関係機関と連携して対応してまいります。</p> <p>7番を御覧ください。幼少時からの教育にあわせ、若年層になっても交際相手や配偶者からの暴力の問題に対して、暴力を伴わない関係づくりに向けた意識啓発・教育を行うことも必要ではないかと御意見です。これに対しましては、子どもの頃から人権を尊重し、暴力を否定する意識の醸成を図ることが重要であることから、人権や男女平等を推進する教育・啓発活動を推進するとともに、重点目標9「交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策」において、若年層に対しても、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することなどを通じて、幼少時から切れ目のない意識啓発・教育に取り組んでまいります。</p> <p>8番を御覧ください。重点目標1及び3ですが、被害者のみの記述ではなく、加害者をなくすための方策についても記述すべきという御意見です。これに対しましては、子どものころから暴力を否定する意識の醸成を図るため、家庭や地域社会、学校教育などでの人権教育や啓発活動に取り組んでまいります。また、重点目標3「配偶者からの暴力に関する調査研究の推進」において、加害者更生プログラム構築に向けた国の検討状況や、他の地方公共団体における取組状況等を情報収集するとともに、市町村や民間団体に情報提供を行ってまいります。</p> <p>12番を御覧ください。市町村において、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員が設置されるよう働きかけを強化していただきたい。また、女性相談員の設置の促進だけでなく、質を高めるようにすべきという御意見です。これにつきましては、DV被害者にとって、市町村の相談体制を充実させることは相談しやすい環境づくりを進める上で重要であることから、推進する施策、市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援において、市町村に対して、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員の設置を積極的に働きかけてまいります。また、女性相談所やウィズセンター、児童相談所、市町村などとの合同研修会において、事例検討や課題・対応方法の共有などを通じて、女性相談員等の資質向上を</p>

	<p>図ってまいります。</p> <p>13 番を御覧ください。推進する施策「市町村要保護児童対策地域協議会の活用」について、DV被害者が児童虐待をしている事案においては、DV被害者が子どもと引き離されてしまうことを恐れて、相談自体を控えてしまうこともあり得る。関係機関が連携する際には、その点について一定の配慮が必要であるとの御意見を頂きました。関係機関合同での事例検討などの研修を通じて、DV対応と児童虐待対応の担当部署等が緊密に連携し、様々な事情をもったDV被害者が相談しやすく、DV被害者と子どもの双方の視点に立った効果的な支援に取り組んでまいります。</p> <p>18 番を御覧ください。DV被害者の子どもの就学に必要な支援や、児童扶養手当などの制度の仕組みなど、きめ細かな情報提供を行うことを追加すべきとの御意見を頂いております。これにつきましては、利用可能な福祉制度についての情報提供や児童・生徒の就学への配慮は、DV被害者とその家族が自立を目指す上で、必要不可欠な情報です。DV被害者に対して、具体的できめ細かな情報提供や助言が行えるよう、窓口担当者の知識の習得のための研修と職員間の情報共有に取り組んでまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。</p> <p>パブリックコメントの状況を踏まえまして、今、事務局から状況と、それに対する県の回答などを御説明いただきました。</p> <p>今の説明などを受けまして、皆さんから何か御意見や御質問などありましたらよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>質問というより、パブリックコメントのDVのプランと第5次のおかやまウィズプランの件数は出ていますが、どういふ年代の方が意見を出されたのか、教えていただきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>ウィズプランについては、68人のうち、10代が44人、20代が11人、40代、50代、60代、70代が数件ずつで、10代、20代の方が大変多い結果でありました。</p> <p>それから、DV計画については、2団体と5人で合計35件、個人の方は、50代、60代が1人ずつ、それから70代が3人となっております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。団体というのは、DVに関わっている団体ですか。</p>
事務局	<p>弁護士会と社会福祉法人です。</p>
会長（司会）	<p>ほかにかがでしょうか。</p> <p>では、委員、よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>資料の最後に付けていただいたフローチャートが新しかったので、拝見させていただきました。右下の方で、民間団体との連携というのがあります。私がか関わっているサンフラワー基金という団体がありまして、DVで着の身着のまま逃げてきた方に一時金の提供というか、差し上げるのですが、そういう活動もされています。そういうお金が取りあえず頂けるというようなことが、逃げてくる方、あるいは支援する方にとっては一番必要な情報ではないかと思ひるので、そういう民間団体から一時的なお金を受けることができるということも、民間団体</p>

	<p>の下が空欄でしたので、もし入る可能性があれば、御検討いただければと思います。</p> <p>それからもう一点、先ほどウィズプランでも、女性相談員の設置を進めるという方針がありました。1月6日付の朝日新聞に、女性の相談員の非正規が多いということが書かれた記事を見まして、私も思っていなかったので、なるほどと思いました。全国で努力義務ということで、女性相談員を増やしているけれども、その相談員の方の8割が非正規で、月に10万円ほどの手当でやられているということで、つまり非常に厳しい女性たちを支援している人たち自身が非正規ということで、本当に思いでやっておられるという現状があるというのを知りました。これから県内の市町村でも増えていけばいいなという思いはあるのですが、一方で、そうやって善意とかだけで支えられている、非常に大事なDVの支援がそれでいいのかという気持ちもします。もちろん、市町村、それから県の財政の問題もあると思うのですが、そういう相談体制をつくる上でも、犠牲になる方がいながら支えるのではなくて、できることなら、より身分の安定したかたちで支え手を広げていっていただきたいなと、これは要望したいと思います。</p>
会長（司会）	<p>非常に貴重な御意見だったかと思えますけれども、2点ありましたが、よろしくをお願いします。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>1点目の民間団体との連携について、サンフラワー基金とは意見交換を何度かさせていただいております。一時金という、困った時に頼りになるお金が支給されることは大きいことだと思いますので、サンフラワー基金も、市町村を訪問して、制度の周知に取り組んでいると聞いております。個別の名称を入れられるかどうかについては、少し検討をさせていただきます。</p> <p>公的な相談機関を担っている相談員の方々の多くが会計年度任用職員で大変重い仕事を担っていただいております。このことは、全国的な課題であると考えています。そうした問題意識を持ちながら、県としては、相談員の方は様々な相談を受けているうちに、自分もそういう被害を受けたような感覚になったり、バーンアウトという燃え尽き状態に陥ったりする方もおられるので、スーパービジョンとして、専門家からの助言を受けることのできる場を設けたり、配偶者暴力相談支援センターや女性相談所、児相、警察等との合同での研修会、事例検討を行うこと等を通じて、ストレスを緩和し、一緒になって考えていけるような環境整備に努めているところです。</p>
会長（司会）	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今の委員の1点目の話というのは、民間団体の具体的な名前を書いてほしいというよりも、むしろどういう支援があるかという、さっきの一時金の話がありましたけれども、そういうものを支給したりもしていますよということを書いてほしいという主旨だと思うのですけれど。</p>
委員	<p>ありがとうございます。その通りです。</p>
会長（司会）	<p>何をこの民間団体がやっているか分からないので、そういうことを書いていただくと、非常に相談しやすいのかなということだと思うのですけれど。</p>
男女共同参画	<p>支援制度についてお知らせすることは重要です。検討させていただきます。</p>

青少年課長	
会長（司会）	<p>前向きに検討いただくということで、よろしくお願いします。 ほかにいかがでしょうか。今のように要望でも結構ですし、いかがですか。</p>
委員	<p>私は、学校などデートDVとかDV防止講座で伺っております。高校の先生が、ここで子どもたちが卒業すると、そこから後、子どもたちの支援ができないということで、高校卒業前に、デートDVやDVの防止講座をしてほしいと言われる学校があります。支援学校の子たちもとても被害が多いので、そういうところからも依頼があります。教育の意味はすごく大きいと思っております、私が行けるのは年に数校で、受けていただける子たちも、今年はコロナなので、密になることもできないので、少人数に分けたり、それから別室でオンラインを活用したりで何とかやっていますが、学校はとても忙しい。先生方もとても忙しくて、性教育もなかなか難しい中で、DVの話は突然、外部講師が来てやっているのが現状かなと思います。それがあっても、子どもたちの反応はすごく良いというか、理解したというか、初めて聞いたというところなので、そういうことも長い人生の中のスタートのところ、子どもの意識が一番固まるところで、良い情報が渡るような施策がもう少し充実したらいいなというのが、日頃から思っている願いです。</p> <p>先程のウィズプランでもありましたし、どこかうまく取り込んでいただけて、子どもたちに正確な情報とはいかないのですが、今思っていることがひょっとしたら少し違うかもしれないとか、うちは少し違うのかもしれないとか、そういうことが伝わるといいなと日頃思っているので、どこかで参考にさせていただけたらなと思っています。</p> <p>もう一つ、DV相談です。私は民間なので、電話相談、SNS相談を民間の立場で関わっていますけれど、若い人は、今、電話相談が本当に少ない。電話というツールが、10代の子たちにはほぼない。しかも、深刻な相談は夜中にかかってくるというのが現状で、なかなか相談窓口になるのが難しいというのが現状です。日常的には子どものシェルターをしているので、10代の子たちと一緒に暮らしていますが、やはりその子たちがどこで誰に話をするのかというのは非常に深刻な問題で、誰を信頼するのか、どの大人を信頼するのかということで、相談も、あらゆる年代の方が相談に行けなければいけないし、つながらなければいけないのですが、若年のところの被害が増えている、自殺者も若年の自殺者は減っていないという中で、何か工夫ができたらなというのが日頃思っていることです。</p> <p>東京の民間の自殺防止に関する団体は、自殺なので、相談内容がとても重いので専門家を配置していますが、非常にコストが高くて、もうオンライン相談にしてしまって、夜中の相談は時差がある外国の日本人が相談を受けるなど工夫されていて、何か工夫が様々なかたちでできたらいいなと思います。すみません、意見です。</p>
会長（司会）	<p>今、委員から、非常に現場の状況も踏まえながら御意見を頂きました。学校教育にもう少し様々な工夫をして、若い人の教育をやるということが、かなり予防につながってくるということと、それから相談の体制についての御意見などあ</p>

	<p>りましたけども、何かコメントなどありましたらお願いします。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>委員には、アドバイザーとして、DV等について啓発活動を行っていただいております。ありがとうございます。コロナにより様々な制約がある状況ではありますが、来年度から小学校・中学校は1人1台端末の環境が整備されます。そうしたことも踏まえ、今までのようなオフラインに加えて、オンラインを活用して、講義の複数校での同時配信など、効果的な啓発活動を展開していきたいと考えています。</p> <p>DVに関するSNS相談については、国が昨年4月からSNS相談を始めました。相談件数があまり伸びていない傾向ではありますが、SNS相談の効果と課題を検証すると聞いております。県としてもそうした情報を収集して検討したいと考えております。</p> <p>また、青少年総合相談センターにおいて、青少年対象の相談業務を行っております。来年度から期間限定の試行事業として、SNS相談を行うための予算要求をしております。そこでの効果、課題も検証して、DV相談などへの検討、研究の材料にしていきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。非常に丁寧に御回答いただきました。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>まだ、御意見を頂けていない方、もしよろしかったら、何か発言していただければと思いますけれども。</p>
委員	<p>資料2の7ページの基本目標Ⅳ、20番のところですが、性的マイノリティの方についての研修をお願いしたいという意見があって、県の考え方として、研修会などを通じて資質向上に取り組んでくださるところがありました。性的マイノリティの方について、どういう働きかけとどうか対応ができるかとかいうことを、以前、私も外部の研修等で受けたいと思って探したことがあったのですが、うまく見つけることができませんでした。それで、もしこの研修が、外部研修なのか、内部で研修会をされてということなのか分からないですが、その研修の内容やどういう結果が生じたかということ、実際に資質向上に取り組んでいかれる中で発表していただくと、例えば企業が社内でこういう研修をすればいいんだとか、イメージがまず持てるかなと思います。実際にこれからやっていくお話だと思うのですが、こういう内容を実施したということを発表していただけるとありがたいなと思いました。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の御意見に対して、コメントをよろしく願いいたします。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>性的マイノリティの方への対応も含めて、相談窓口の相談員を対象とした内部研修は継続して行っております。御提供できる資料等があるかどうかについては、確認させていただきます。</p> <p>民間企業が実施する研修会に役に立つことについては、民間企業が実施する人権研修について、専門講師を紹介したり、人権啓発指導者を養成する講座なども実施しております。</p>
会長（司会）	<p>委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>もうお一人ぐらいいけますけど、いかがでしょうか。</p>

委員	<p>先ほどのウィズプランの話でもあったと思うのですが、意識改革がとても重要だということが何度も出てきたと思います。やはり教育の観点から見ても、大人の意識を変えてもらう、固定概念を変えるというのはなかなか難しい。というのも、若者、特に小・中学生、高校生の方が意識は変えやすいと私は考えています。ですので、先ほどのお話にもあったとおり、教育に力を入れていくことの必要性というのは私自身感じておりますし、非常に取組にも力を入れていらっしゃるということで、非常に安心しております。</p> <p>1つ疑問に思ったことが、SNS等を活用したということがありました。ウィズプランのお話でもフェイスブックを活用するというお話があったと思うのですが、今の若者は、フェイスブックの利用率がかなり低いと私自身思っております。今の若者は、ツイッターやインスタグラム、あるいはLINEを利用する率も非常に多いと思います。また、SNSの性質上、フォローとフォロワーという枠組みがあって、実際フォローしていないと、その情報を得ることはなかなか難しいと思っています。SNSを利用するというだけでは、情報は完全には行き届かないのかなと思っておりますので、そこの工夫も必要なのかなと感じました。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。非常に具体的な御意見で、参考になるかと思いますが、今の御意見に対して何かありますでしょうか。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>フェイスブックは、一つの例でございまして、県においてもLINE、ツイッター、インスタグラムなどを活用した広報に取り組んでおります。SNS相談についても、LINEを使つての相談を想定しています。いずれにしても、若者がこういった情報収集手段や発信手段を使っているかについては、常にアンテナを高くして把握し、そこに確実に届くような取組を進めていきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>それでは、ぜひこれを言いたいという、御意見はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日は非常に貴重な意見を頂きました。どうもありがとうございました。事務局におかれましては、今回出てきました意見を踏まえまして、岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の成案化をしていただきますように、よろしく願いいたします。</p> <p>では、これから何か問題点がありましたら、これは私と事務局で調整させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御一任いただくということで進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局で作業をよろしく願います。</p> <p>このほか何か、皆さまから御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の議事全てを終了したいと思いますけれども、皆さんから本当に貴重な御意見を頂きました。これから今日、最後、委員からもありましたけれども、デジタル化といいますか、そういうものを踏まえていろいろ情報発信をしなければいけない時代になってきましたので、ぜひそういうユーザーの現状などを踏まえて、発信などもしていただきたいと思います。コロナの時代ですの</p>

	<p>で、これまでできてきたことがなかなかできないということもあります。それから、このウィズプラン、せっかくいいものができた訳ですけども、このDV基本計画もそうですけれども、そういうコロナ時代を踏まえた柔軟な対応を是非していただきたいなと思います。</p> <p>それから、意識がすごく変わってきたという話が今日出てきましたけれども、問題はやはりどう行動に移していくかということで、行動に移すということが、これから今回のウィズプランなどの特徴だということをおっしゃっていましたが、是非いろいろ変えていくという立場、強力に行動に移していただくような仕掛けをしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、進行を事務局へお返ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>第5次おかやまウィズプランの策定、それからDV計画の改定に当たっての審議会は今回で最後になります。これまで様々な御意見を頂きありがとうございました。今後は計画を推進し、男女共同参画の実現に向け、取り組んでまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願いします。</p> <p>なお、次回開催は、来年度8月ごろを予定しております。委員の皆さまには、御多忙とは存じますが、引き続きよろしくお願いします。</p> <p>お車でお越しの方は、駐車券を1階の受付にお持ちいただき、出庫の手続きを受けていただきますようお願いいたします。</p> <p>それから、今日はせっかくの機会ですので、ウィズセンターにお立ち寄りいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。</p>